

兵庫県立こども病院
床頭台等設置・運営事業者募集要項

令和3年11月
兵庫県立こども病院

1 目 的

この要項は、兵庫県立こども病院（以下「当院」という。）において行政財産の使用許可を受け、入院患者の療養環境の向上を図るため、床頭台（附属設備及びテーブルを含む）、プリペイドカード販売機、プリペイドカード精算機、洗濯機及び乾燥機等（以下「床頭台等」という。）を設置・運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2 当新病院の概要

(1) 病院の規模（令和3年10月1日現在）

稼働病床数＝282床

診 療 科＝ 27科

(循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、代謝・内分泌科、周産期内科、新生児内科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、救急科、小児歯科)

(2) 患者数（令和2年度実績・1日当たり）

入院患者数＝221人

3 設置物件

(1) 床頭台

	種 別	数 量	設置場所	摘 要
1	床頭台 (テレビ(DVD)、冷蔵庫、セーフティボックス、プリペイドタイマー)	22台	3階	稼働病床の増加に応じて最大10台を追加すること。
2	床頭台 (テレビ(DVD)、冷蔵庫、プリペイドタイマー)	196台 (内8台は冷蔵庫不要)	4～7階	有料個室に設置する12台は使用料算定不要

(2) プリペイドカード販売機等

	種 別	数 量	設置場所	摘 要
1	プリペイドカード 販売機	3台	5階、6階、 7階	各フロアに1台設置すること。
2	プリペイドカード 精算機	1台	1階	イートインコーナー内に設置すること。

(3) 洗濯機及び乾燥機

	種 別	数 量	設置場所	摘 要
1	洗濯機	2台	5階に2台ずつ	乾燥機と洗濯機を別々に配置すること。
2	乾燥機	2台		

(4) シャワー室

当院が設置したシャワー室の運用（課金装置のコイン集金、不具合の修復又は当院担当者への連絡等）を行うこととします。

4 設置物件に係る費用負担

(1) テレビ設置工事費等

- ① テレビ受信のために要する一切の費用は、すべて運営事業者の負担とします。
- ② 地上デジタルテレビ・衛星テレビのアンテナ・ブースター・アンテナコンセントは当院が整備します。

(2) 電気料金等

床頭台等の設置運営に係る電気料金、上下水道料金（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機等）は、すべて運営事業者の負担とします。

(3) 放送受信契約及び放送受信料の支払い

- ① 日本放送協会との受信契約は運営事業者名で行い、その契約に基づき遅滞なく放送受信料を支払ってください。
- ② システム設置の10日前までにNHKとの受信契約の写しを当院に提出してください。

(4) 床頭台等の撤去費用

許可期間終了時、運営事業者が設置した床頭台等の撤去・廃棄は、すべて運営事業者の負担と責任において行ってください。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

当院と同程度の規模の病院において、床頭台等の運営事業を、公募開始日の前日までの過去3年以上継続して、健全な経営を行っている者であること。

(2) 実行力のある者

本要項に定める条件を充足し、床頭台等の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑤に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

6 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とします。

なお、当該許可期間内に許可条件の遵守及び良好なサービスの提供が行われ、床頭台等の運営に特段の問題を生じなかった場合、当初の許可条件を変更しないことを前提とし、引き続き3年間を限度として使用許可を更新することができるものとします。

(2) 使用料（3年分）

運営事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案するものとします。

① 基本使用料

専用部分の面積が0.4平方メートル未満のもの

12,630円

専用部分の面積が0.4平方メートル以上0.7平方メートル未満のもの

22,050円

専用部分の面積が0.7平方メートル以上1.0平方メートル未満のもの
32,430円

専用部分の面積が1.0平方メートル以上2.0平方メートル未満のもの
42,030円

※ 基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく、床頭台等の設置スペースの面積に応じた使用料です。

※ なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とします。

② 売上提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、床頭台システムに係る月間カード売上実績額（精算金を控除した額）に、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（歩合）を乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

③ 使用料の納付

ア 基本使用料の納付は年度毎とし、当院が指定する方法により納付してください。

イ 売上提案に係る使用料の納付については、当院と運営事業者が協議して定めることとします。

7 運営条件（要求水準）

企画提案者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当院の求める運営条件（要求水準）は次の事項を基本とし、床頭台等の設置により、病棟運営に支障が生じないように、企画提案に際し（1）の③～⑤については特に留意願います。

（1）管理運営関係

- ① 床頭台等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ② 毎月当初に、前月分の売上実績額等、当新病院が求める定期報告を行うこと。
- ③ 床頭台等の故障・不具合（セーフティボックスの鍵紛失時含む）に迅速に対応できる保守管理体制を整備すること。
- ④ 床頭台等は定期的に点検・消毒その他のメンテナンスを行うこと。特に、利用者の退院時には必ず点検及び消毒等必要な措置を行うこと。
- ⑤ 利用者からの苦情には的確かつ迅速に対応すること。
- ⑥ 床頭台等に緊急時の連絡先が明示されていること。
- ⑦ 床頭台等の使用に際しての、安全・安心に配慮されていること。
- ⑧ 床頭台等の操作方法について、できるだけ分かりやすい説明書等がそれぞれに添付されていること。

- ⑨ 病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑩ その他、当院が指示した場合は、速やかに対応すること。

(2) 物件関係

① 共通事項

- ア 床頭台等については、ユニバーサルデザインに配慮したものを導入すること。
- イ 故障時等の連絡先を明記したシール等を、利用者の見やすい部分に貼付すること。

② 床頭台本体

- ア 利用料金は、全台とも無料とすること。
- イ できるだけ、収納スペースを確保できるよう、形状等を工夫すること。
- ウ 寸法は、病室ベッド横に収まり、使いやすく、かつ、ベッド周辺で医療行為の支障にならないよう配慮したものであること。デザイン、色等については当院が指示する。(参考寸法 幅500mm、高1,850mm、奥行650mm程度)
- エ 地震対策等、転倒防止に十分配慮されていること。
- オ 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮されていること。
- カ 抗菌性、耐熱、耐水及び耐久性に優れていること。
- キ 物を置ける部分が多く設けられていること(例:テレビ設置スペース下部、天板、スライドテーブル等)。
- ク ワードローブを設けること。
- ケ キャスター(ストッパー付き)で、病室間の移動が容易に行えるよう十分に配慮されたものであること。
- サ 揮発性有機化合物(VOC)対策が措置されていること。
- シ ベッドの左右どちら側に設置しても、ベッドからテレビが見やすい角度に、容易に調節可能であること。
- ス 脚下灯を備え、台下部にホコリなどが溜まりにくい構造であること。
- セ 電源コンセント(100V)を1個設けること。

③ テレビ

- ア 利用料金は、1日300円以下であること(内税で時間精算できること。)
- イ 利用料金の支払いは、プリペイドカード方式であること。
- ウ ワイヤレスリモコン付きの国内主力メーカー(パナソニック、シャープ、東芝、ソニー)製造の19インチ程度の画面16:9のワイド液晶地上波デジタルチューナー・衛星放送チューナー内蔵型テレビとすること(ただし、アーム式テレビ等で画面を近づけて視聴できる場合は小さくても可。)
- エ DVDの視聴を可能にする機器が附属していること。
- オ 国内で一般的に普及している製品(家電量販店等販売)であること。

カ イヤホンによる視聴が可能なこと(利用者持込イヤホンでも視聴可能なこと。)
キ 同調及び干渉防止が図られていること。

④ 冷蔵庫

ア 利用料金は、200円/日以下であること(内税で引落しは1日単位とすること。)

イ 利用料金の支払いは、プリペイドカード方式によること。

ウ 有効内容積22リットル程度の電子式冷蔵庫であること。

エ 床頭台をベッドのどちら側に設置しても、庫内の物を取り出しやすいよう工夫・配慮すること。

オ 国内で一般的に普及している製品であること。

カ 抗菌に配慮されていることが望ましい。

⑤ セーフティボックス

ア 利用料金は、全台とも無料とすること。

イ 床頭台の引き出しに取り外しできないように収納する方式とし、一般的なお見舞い袋がそのまま入る程度の大きさであること。

ウ カギは複製できないものとし、利用者がカギを紛失した時はマスターキーで解錠・交換できることとし、新たなカギを早急に提供できること。また、交換に要する値段が安価であること。

※ 企画提案書にカギ交換の有償・無償の区分及び有償の場合は金額を明示すること。

エ マスターキー紛失の際には、迅速に紛失したマスターキーを無効とし、新たに交換・作製できること。

オ こじ開け等の盗難防止機能が備えられ、盗難補償制度が付いていること。

⑥ DVDプレイヤー

ア 音楽、映像等が再生できるものであること。

イ テレビのイヤホンで視聴可能であること。

ウ リモコンで操作できること。

エ 利用料はテレビの利用料に含まれること。

オ 映像再生専用とすること。

⑦ プリペイドカードタイマー

ア カード利用料金は、10度数(10円)単位での引き落としが可能であること。

イ テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機を同一カードで利用できること。

ウ 残時間・残料金が分かりやすく表示できること。

⑧ プリペイドカード販売機

ア カード販売価格は1枚1,000円とし、消費税は内税とすること。

- イ 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。
 - ウ 盗難防止等、防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。）。
 - エ 当院でのみ利用可能なカードとすること。
 - オ 電磁的な販売明細集計表のプリントアウトが可能な機能を有すること。
- ⑨ プリペイドカード精算機
- ア 精算手数料を徴しないものとし、10円単位での払戻しが可能な機能を有すること（未使用カードは全額払い戻せること。）。
 - イ 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。
 - ウ 盗難防止等、防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。）。
 - エ 電磁的な精算明細集計表のプリントアウトが可能な機能を有すること。
- ⑩ イヤホン
- ア テレビ利用者全員に新たなものを無料で提供すること。
 - イ 音漏れがしにくい構造であること。
- ⑪ 洗濯機
- ア 洗濯容量は4.5Kg以上であること。
 - イ 省エネ・節水・低騒音であること。
 - ウ 全自動であること。
 - エ 清潔が保てるものであること。
 - オ 利用料金は200円／1回程度であること。
 - カ 床頭台等用のプリペイドカードが使用できること。
 - キ 使いやすい簡易な操作パネルであること。
- ⑫ 乾燥機
- ア 洗濯機の容量に見合ったものであること。
 - イ 省エネ・低騒音であること。
 - ウ 全自動であること。
 - エ 清潔が保てるものであること。
 - オ 洗濯物が痛まないものであること。
 - カ 利用料金は100円／1回程度で、洗濯物が十分に乾燥すること。
 - キ 床頭台等用のプリペイドカードが使用できること。
 - ク 使いやすい簡易な操作パネルであること。

8 応募申込み手続き

- (1) 提出書類（各1部、企画提案書については7部）

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ③ 令和2年度納税証明書
- ④ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿の「履歴事項全部証明書」（法人の場合のみ必要）
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」（個人の場合のみ必要））
- ⑥ 企画提案書（様式第3号）
- ⑦ その他参考資料（必要に応じ）

(2) 書類の提出期間

- ① 参加申込書

令和3年11月29日(月)から12月9日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

- ② 企画提案書等

令和3年12月8日(水)から12月16日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

※ いずれも郵送の場合は期限内必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

- ③ プレゼンテーションの実施（予定）

必要に応じ、企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施します。その際には、床頭台等の見本を展示してください。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により直接持参するか、FAX又は郵便により提出してください。

提出期間 平令和3年11月30日(火)から12月6日(月)まで

※ 土曜日及び日曜日を除く、毎日午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

回 答 令和3年12月7日(火)から12月9日(木)まで

※ 電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、(4)の場所で閲覧方式にて行います。

(4) 提出先

〒650-0047

神戸市中央区港島南町1-6- 兵庫県立こども病院総務部経理課

電 話 078-945-7300 (内線24105) ファクシミリ 078-302-1023

9 企画提案書作成上の注意

- (1) 規格はA4版とします。
- (2) 分かりやすく簡潔に記載してください。
- (3) 提案に係る床頭台等の物件もしくは類似品のパンフレットを添付してください。その他の添付書類は必要最小限のものとしてください。
- (4) 企画提案書は返却しません。
- (5) 企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。
- (6) 企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとします。

10 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、企画提案者の中から最も優れた運営事業者を選定します。

(1) 決定方法等

当院に設置する選定委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を運営事業者の内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

ただし、本項（5）により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、当院から通知します。

(3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者は、当院が指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請書類を当院総務部経理課に提出してください。

(5) 内定運営事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、本項（4）に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと当院が判断したとき。
- ③ NHKの受信料未払い、又は、著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき